



第4号様式

流道管 第 2147 号  
令和 4 年 3 月 29 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部道路管理課	指摘	道路占用許可について、国土交通省発出通知において占用料が免除対象となっているものについて占用料を徴収していた。関係通知等の内容確認を適宜行い、関係法令等に基づく適正な使用料の算出を求める。	誤って占用料を賦課してしまった物件に対しては、還付の手続きを行いました。再発防止のため、道路占用料減免についての取扱要領を作成し、令和4年度より運用を開始する予定です。
土木部道路管理課	意見	道路占用許可について、流山市占用規則（平成13年流山市規則第8号）では、占用料の減免を受けようとするものは占用料減免申請書により申請すると規定されているが、国土交通省発出通知に減免対象と記載されている物件等については減免申請書の提出を求めていなかった。減免申請書の省略について、流山市占用規則等に特例として規定することを検討されたい。	令和4年度運用開始予定の道路占用料減免についての取扱要領第3条で、減免申請書の省略について記載しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。